

研究科プロジェクト進捗状況

—ALECセンター—

今年度も、ALECセンターの行事として、各種の講演会や就業支援を兼ねたスーパーロイヤリングを継続しています。すでに5月7日(木)16:00~18:00には、高橋宏志先生(中央大学法科大学院教授)をお招きして、「民事訴訟法学の昨今」と題する講演会を開催し、最近の学説や立法の動向などをお話し頂きました。また、6月11日(木)18:00~20:00には、日本司法支援センター(法テラス)から講師をお呼びして、その業務内容を紹介するとともに、法科大学院生の就業情報を提供して頂きました。

また、10月に入ってから、兵庫県尼崎市に開設された「法テラス」の阪神法律事務所見学会を予定しています。同じく10月には、証券取引等監視委員会から派遣された講師により、同会の活動状況などを紹介して頂くとともに、将来の法曹として、市場の健全性を担うべき法科大学院生との懇談の場を設けることになっています。

—再チャレンジ支援プログラム—

高等司法研究科では、昨年度に引き続き、再チャレンジ支援経費に係る事業(再チャレンジ支援プログラム)として、弁護士アドバイザーによるグループ学習指導を実施しています。このプログラムは、社会人経験者や他学部出身者に対する導入・基礎教育に重点を置いた指導を実施し、それらの学生が法科大学院での法律の学習にできるだけ早期に、かつ、スムーズに適応できるように支援するものです。

今年度は、昨年度より約4か月早く5月から、8名の大阪大学OBの弁護士(大阪弁護士会所属)に弁護士アドバイザーとして6つのグループ(37名)の学習指導を担当していただいております。グループ学習指導は月2回を目途に実施しています。

弁護士アドバイザーを務めていただいているのは次の8名の先生方です(五十音順)。
衛藤祐樹先生、奥山泰行先生、新谷俊彦先生、曾我部晋太先生、竹山直彦先生、廣瀬一平先生、堀井昭暢先生、森本英伸先生

研究科・運営委員会の動き

今年度の新学期以降の動きとしては、以下の2点にまとめることができます。

- 第1に、全国的な傾向として、法科大学院の学生定員削減の動きがあることから、より実践的な法曹養成とこれを担う教授陣の充実を図るための方策を検討するとともに、大学本部の理解・支援を得られるよう取り組んでいます。
- 第2に、さらなる未修者教育の充実が必要とされるため、前年度から実施してきた「再チャレンジ支援プログラム」などの方策を継続・拡充する一方、新たに法律基本科目の見直し作業に着手しました。

[3月下旬のニュース]

- 本研究科は、3月27日付けで独立行政法人大学評価・学位授与機構から、平成20年度実施法科大学院認証評価評価結果について、「同機構が定める法科大学院評価基準に適合している」との通知を受けました。

[4月のニュース]

- 4月1日(水) 入学式
- 4月2日(木) 平成21年度新入生オリエンテーション開催
- 4月3日(金) 第1学期授業開始

[5月のニュース]

- 5月1日(金) いちよう祭(同2日(土)まで)
- 5月7日(木) ALECセンター主催連続講演会スーパーロイヤリング「民事訴訟法学の今昔」開催
- 5月11日(月) 教務委員会が第1学期「授業改善アンケート」を実施(同15日(金)まで)
- 5月14日(木) 「再チャレンジ支援プログラム」弁護士アドバイザーとの顔合わせ会開催
- 5月15日(金) コンタクトティーチャーによる学生面談の実施(6月5日(金)まで)
- 5月17日(日) 大阪府下での新型インフルエンザの発生に伴い、全学休講(同24日(日)まで)
- 5月18日(月) 自習室、コンピュータールーム等の本研究科施設の閉鎖(同24日(日)まで)
- 5月25日(月) ファカルティ・ディベロップメント委員会が第1学期授業見学会を開催(同29日(金)まで)
- 5月29日(金) 再チャレンジ支援プログラムのグループ学習開始

[6月のニュース]

- 6月4日(木) 豊中キャンパス法・経済学部講義棟及び吹田キャンパス人間科学研究科ユメヌ・ホールにおいて、入試説明会を開催
- 6月5日(金) 本研究科を当番校として平成21年度国立九大学法科大学院長会議を開催
- 6月11日(木) ALECセンター主催連続講演会スーパーロイヤリング「日本司法支援センター(愛称「法テラス」)に関する説明会」開催
- 6月12日(金) 中之島センターにおいて入試説明会を開催
- 6月21日(日) 大学入試センター主催の法科大学院適性試験を豊中キャンパスにおいて実施

お問い合わせ

大阪大学大学院高等司法研究科
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-6
TEL: 06-6850-6948
HPアドレス <http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>

発行者

大阪大学大学院高等司法研究科
発行: 2009年7月



OILS
Osaka University Law School

ニューズレター

No.3

研究科長からのメッセージ

高等司法研究科長
松川正毅

ニューズレター第3号をお届けします。2008年度に、法科大学院の認証評価を受け、適合の評価を受けました。教職員をはじめとして、多くの方々の改革への努力と支援があってこそ適合の評価を得ることができたものと思います。関係各位のご尽力に厚く御礼申し上げます。

法科大学院を取り巻く社会環境は、ますます厳しさを増してきています。入学試験も難しくなっています。授業料は同じ大学内でも他の大学院と比較しても高く、進級制がありますので、エスカレーター式に卒業できることにはなりません。そして、無事修了しても、司法試験を受けなければなりません。司法試験に合格しても、就職難が現実のものとなってきました。社会の法曹に対する需要もそれほど大きくなく、新人弁護士の収入は低くなってきていると言われています。このような現状が、法科大学院や法曹(弁護士等)に対する魅力を失わせ、興味を失わせることがあれば、よき人材が集まらなくなるおそれがあります。

このように、法科大学院をとりまく環境は厳しいことには変わりありませんが、実施される教育が厳格に行われていることは魅力につながるはずで、このような時代を背景にして、教育の質を改善し、よい教育を行うようになる必要性を、中教審の報告書が謳っています。高等司法研究科では、教育の質をさらに高め、魅力を深め、多くの優秀な学生が集まる、そのような法科大学院へ向けての歩みを始めています。教育の成果が実るには少なくとも3年の年月がかかりますので、先を見通した改革がますます重要になってきます。高等司法研究科は、魅力のある法科大学院という目標に向かって航海を続けています。



法科大学院認証評価を振り返って



すでにニュースレター第2号でお知らせしたように、高等司法研究科は2008年度に受審した（独）大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価において「適合」の判定を受けました（上図は適合の標準です）。2007年度の予備評価に向けてカリキュラム改革に着手したときから足掛け3年にわたり、研究科を挙げて、この結果に向けて努力してきたことが報われたことになり、評価担当として内心ほっとしているところです。

認証評価を意識しなければ、研究科発足時の独自のカリキュラムなどを改革することはできなかったでしょうから、5年ごとに義務付けられた認証評価

自己評価委員会委員長 水谷規男

制度は、法科大学院の質の保証のために重要なシステムであると改めて思います。当初のカリキュラムは、独自の科目分類を採用しており、修了要件も独自で、進級制もないという状態で、認証評価の基準に照らして見直しを行っていなければ、阪大のロースクールが他のロースクールと違うことをやっていることすら気づけなかったらと思うからです。今回の「適合」判定によって、設置から5年を経てようやく我々の教育体制が「世間並」のものになったことを確認できたのだと思います。

次の5年に向けての目標もはっきりしています。2009年4月に公表された中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告は、1年次（未修者）の法律基本科目の単位数増加や、教育の到達目標を意識した教育水準の向上、競争性確保のための入学定員の削減など、具体的な改革の方向を示しています。今回の認証評価では、この報告書で指摘されている「教育水準と教員の質」に重点が置かれることは必至です。高等司法研究科では、すでに定員削減の方針を決定し、再度のカリキュラムの見直しに着手しています。この改革が実を結べば、今回の認証評価において「適合」の判定が得られるだけでなく、司法試験の合格率も向上し、質の高い法曹を社会に多数輩出するという使命に答えることができるだろうと思っています。引き続き研究科内外からのご支援をお願いする次第です。



適格認定証を囲んで（高杉理事・副学長、鷲田総長、松川高等司法研究科長（左から））

INDEX

- 研究科長からのメッセージ … P1
- 法科大学院認証評価を振り返って … P2
- 修了生から研究科へ
～学びの往復書簡 3～ … P3
- ロースクールからの発信
～近刊便り～ … P3
- 研究科プロジェクト進捗状況 … P4
- 研究科・運営委員会の動き … P4

修了生から研究科へ

学びの往復書簡 3

弁護士 野口啓暁(本研究科第1期修了生)

大阪大学大学院高等司法研究科を修了してから早いもので3年が経ちました。私は第1回新司法試験に何とか合格し、司法修習を経て平成20年1月より大阪で弁護士として活動しています。ロースクール（既修コース）1期生として、大学側の大きな期待の下（?）、実務へと進むことができた我々ですが、新人弁護士として右も左もわからず右往左往している毎日です。本来であれば、高等司法研究科でお世話になった先生方に成長した姿をお見せしてご報告と御礼を申し上げるべきなのですが、忙しさにかまけてついつい待兼山から足が遠のいてしまっています。今回は、先生方へのご報告も兼ねて今までの弁護士生活を振り返ってみたいと思います。

私の勤務事務所は、企業法務等を扱う事務所ではなく、いわゆる「町弁」タイプの事務所です。事務所には一般市民からの幅広い相談が飛び込んできますので、私もこれまで様々な分野の事件を担当しましたが（もちろん新人が経験できる程度の範囲ですが）、最も印象に残っているのはある少年事件です。

事案は強盗致傷とかなり重たく、少年院送致が予想される状況です。非行事実はかなりひどい状態だったので、どんなヤンキーがでてくるかと思いましたが、鑑別所に会いに行ってみると意外と素直でかわいらしい少年でした。受任から審判までの期間が2週間と短く、付添人としてできること・できないことを思い知らされた部分もありましたが、先輩弁護士のアドバイスを受けながら少年との面接を重ね、少年の親や担当調査官とも何度も話し合いました。流されやすい少年の性格に振り回されたりもしましたが、自分なりに少年と向き合って審判を迎えました。

審判当日、少年がコチコチに緊張しながらも一生懸命受け答えをし、最後は涙を流しながら事件と自分自身を振り返る姿を見て、私も涙が出そうになりました。なんとか試験観察にもらえるかと思っていたのですが、審判結果は少年院送致（短期処遇）でした。

後に調査官から、「裁判官は最初長期処遇を予定していたが、審判の様子を見て短期処遇に変えた」と教えてもらいました。少年が家族と向き合えたことも考えれば、付添人としてがんばった意味はあったのかな、と思います。私にとっても思い出に残る事件となりました。

紙幅の関係で紹介はしませんが、それ以外の事件も一つ一つに思い入れがあります。それは新人の特権なのだと思います。経験を積んで事件数をこなしていけば、一つの事件に対する気持ちの比重は下がっていくのでしょうか。多くの事件をこなすためにはビジネスライクに割り切らなければならない場面も出てくるでしょう。しかし、今のところは新人の特権を最大限に活かして、一つ一つの事件に思いきりのめりこんでいきたいと思っています。

高等司法研究科の先生方に鍛えていただいたのは、知識はもちろんですが、法的思考・発想力だと思っています。待兼山での2年間で得た力は、今後の弁護士人生の基礎となるものです。日々の業務に埋没してしまいがちですが、先生方のご指導を得て身につけた力を貪欲に伸ばして行ければ、と思います。

最後になりますが、私も後輩を指導する立場へと徐々に移っていきつつあります。高等司法研究科の発展に少しでも貢献できるようがんばりますので、よろしくお願いいたします。

ロースクールからの発信～近刊便り～

松川正毅著『医学の発展と親子法』
(2008年12月 有斐閣 6,835円)

本書は、親子法、とくに医療技術の発展に関連して生じた問題を扱った研究書であり、序、I 生殖補助医療、II DNA鑑定と親子法、エピローグからなっている。書齋の窓2009年4月号に「本作りとバロック音楽」と題して、本書の作成余話を記載しているので、是非ご参照下さい。



平成21年 尾中郁夫・家族法学会賞受賞図書

落合誠一・山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』
(2008年10月 経済法令研究会 3,990円)

本書は、2008年6月6日に公布された新しい保険法について、従来の学説・判例及び立法過程の議論等を踏まえた詳細な解説を行った論文集である。法解釈のみならず実務への影響・対応についても言及を行っている。保険法に造詣の深い学者・弁護士・立法担当官による執筆陣から構成されている。

